

平成28年度

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

公募説明会

【構成】

- ① 公募要領について
- ② 申請の手順について
- ③ 省エネルギー計算について
- ④ 質疑応答

当法人が取り扱う補助金は…

国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められている。



補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処する。

重要事項を十分ご認識された上で
補助金の申請を行ってください。

※重要事項は次項にて説明

重要事項

- 当法人に提出する書類は如何なる理由があっても、その内容に**虚偽の記述を行わないこと**。
- 偽りその他の不正な手段により、**補助金を不正に受給した疑い**がある場合は、必要に応じて**現地調査等を実施し**事実関係を把握すると共に、不正が認められる場合は一定の措置を講じる。
- 補助金に係る不正行為に対しては『補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条』において、**刑事罰等を科す**旨が規定されている。

もくじ

1. 全体概要
2. 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】
3. 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】
5. 事業の実施
6. 年度またぎ事業

もくじ

1. 全体概要

2. 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】

3. 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】

4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】

5. 事業の実施

6. 年度またぎ事業

1. 全体概要

➤ 1.4 事業区分及び補助率

事業区分	名称		補助率
I	省エネ設備・システム導入支援	補助対象経費の1/3以内	Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合は、補助対象経費の1/2以内 ※Ⅲ単体での申請は不可
Ⅱ	電気需要平準化対策設備・システム導入支援		

【Ⅰ. 省エネ設備・システム導入支援】とは

既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修による
省エネルギー事業。

【Ⅱ. 電気需要平準化対策設備・システム導入支援】とは

既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、**電気需要平準化時間帯の電力使用量**を削減する事業。

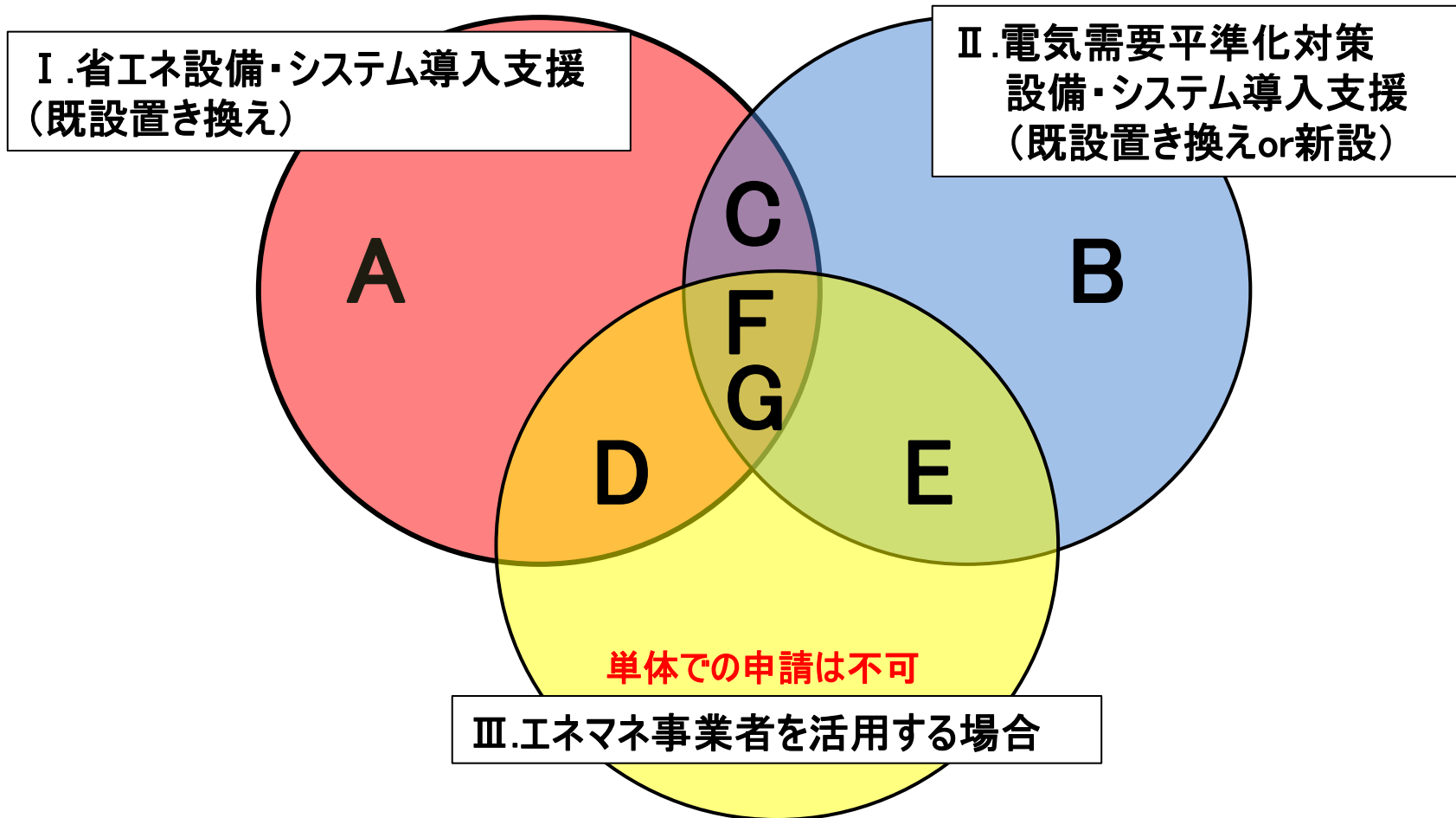
【Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合】とは

区分Ⅰ・Ⅱに加え、**EMS**を用いた設備の制御により、より一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業。

1. 全体概要

➤ 1.5 申請パターン

(1) 事業の体系図



1. 全体概要

(2) 申請パターン

区分 申請パターン	I. 省エネ設備・システム 導入支援	II. 電気需要平準化対策設備 ・システム導入支援	III. エネマネ事業者を活用 する場合	補助率
A	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上			1/3
B		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと		1/3
C	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上			1/3
D	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上		省エネ効果 1%以上 or 500k以上	1/2
	省エネ効果 10%以上 or 1200k以上			
E		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと	ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上	1/2
	ピーク対策効果 5.0%以上 or 4500千kWh以上			
F	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上		省エネ効果 1%以上 or 500k以上	1/2
	省エネ効果 10%以上 or 1200k以上			
G	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上	1/2
	ピーク対策効果 5.0%以上 or 4500千kWh以上			

1. 全体概要

➤ 1.7 予算額

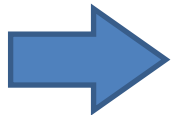
約180億円

➤ 1.8 補助対象事業者

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

※中小企業に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社(みなし大企業を含む))は、**中長期計画**に基づき実施される事業のみに限る。

詳細は次頁



1. 全体概要

中長期計画を提出する事業者は、

大企業※1	提出必須
中小企業	提出してもよい
その他の法人※2	提出してもよい

※1 中小企業に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社(みなし大企業を含む))を指す。

※2 会社法上の会社以外(医療法人、社会福祉法人、学校法人、自治体、商工会 等)。

事業者により提出する様式が異なります。

特定事業者※3	省エネ法に基づく最新の中長期計画書 (計画に設備導入が記載されていること)
特定事業者以外	本補助金の様式『添付7 中長期計画書』

※3 省エネ法で指定される特定事業者。特定連鎖化事業者を含む。

1. 全体概要

➤ 1.10 補助金限度額

平成28年度分については以下のとおりとする。

上限：1事業あたりの補助金 20億円／年度

※ただし、複数事業者間で実施する工場間一体省エネルギー事業における1事業あたりの単年度の補助金については、**30億円／年度**とする。

※複数年度事業は、1事業あたりの補助金上限を、**50億円**とする。

下限：1事業あたりの補助金 100万円／年度（補助金100万円未満は対象外）

ただし、応募状況により、公募予算額を超える場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合があることを、あらかじめ了承のこと。

1. 全体概要

➤ 1.11 補助対象経費

(1) 補助対象範囲

補助事業の設計費・設備費・工事費・諸経費

※以下の経費については補助対象外とする。

- ・補助金交付決定が行われる以前に係る経費(事前調査費等)
- ・既存設備の解体・撤去に係る経費
- ・資産計上できない設備等

その他、詳細は公募要領を参照。

※発電設備は、原則、売電量の増えないものを補助対象とする。

ただし、売電量または供給先が増える場合であっても、自家消費分が5割以上である場合に限り、発電設備に係る補助対象経費(設備費)の1/2を補助対象経費として補助する。

1. 全体概要

(2) 他の補助事業との調整

①本補助金と国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。

※原則、同一事業所における『平成27年度補正予算 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金』との併用はできない。

②本補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)との併用はできない。生産性向上設備投資促進税制との併用は可能。

※その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

※併用検討時は、双方の条件に抵触しないようよく確認のこと。

1. 全体概要

➤ 1.12 事業期間

事業開始日

SIIの交付決定日を事業開始日とする。

※発注は交付決定日以降に実施する必要がある。
ただし、それに関する3者以上の見積依頼・競争入札については、
公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

※詳細はSIIホームページに掲載されている「**交付申請書作成の手引き**」を参照

事業完了日

事業に関わる全ての支払いが完了する日を事業完了日とする。
原則、**平成29年1月31日**までに事業に関わる全ての支払いを完了すること。

※申請時の事業完了日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

1. 全体概要

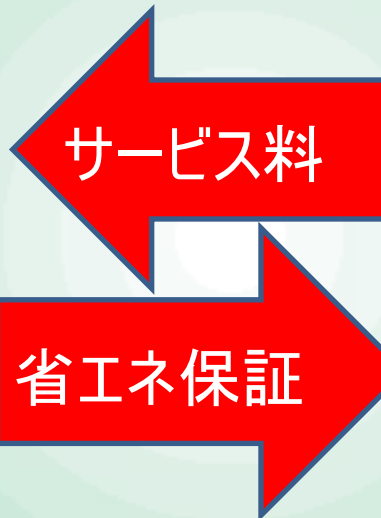
➤ 補足① 共同実施について

①ESCOの場合

シェアード・セイビングス契約

ESCO事業者:A
(設備所有者)
(省エネ保証)
(設計・施工)
(保守等)

サービス料から補助金額
相当を減額する



事業者:B
(エネルギー使用者)
(敷地)
(運転)

(A+Bの共同申請)
(エネルギー管理単位はB)

1. 全体概要

➤ 補足① 共同実施について

②リースの場合

(A+Bの共同申請)
(エネルギー管理単位はB)

リース事業者:A
(設備所有者)

リース料金

設備貸与

事業者:B
(エネルギー使用者)
(運転管理、保守等)

リース料金から補助金額
相当を減額する

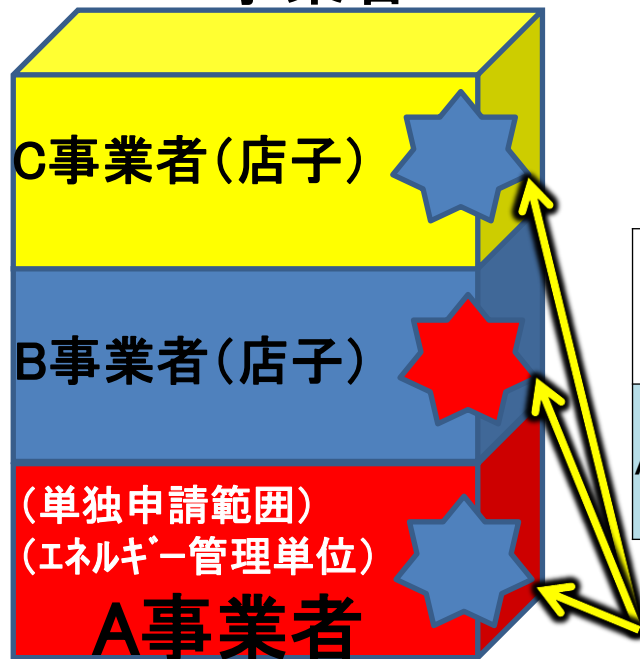
1. 全体概要

➤ 補足① 単独実施について

③ 商業用ビル等（オーナーが申請）の場合

ビルオーナーは
A事業者

A事業者が、全体のエネルギー管理
をしているAビルで省エネ設備を
設置する場合。 **A事業者の単独申請**



設備設置場所	エネルギー使用者	設備所有者	申請者
Aビル全体	A事業者	A事業者	A事業者 店子との契約書の写し

省エネ設備

↑ Aビル

1. 全体概要

➤ 補足① 単独実施について

③ 商業用ビル等（店子が申請）の場合

ビルオーナーは
A事業者



B事業者（店子）が、Aビルの賃貸部分に省エネ設備を設置し省エネ事業を行う場合。
B事業者の単独申請（Aの設備設置承諾書）

設備設置場所	エネルギー使用者	設備所有者	申請者
Aビル	B事業者	B事業者	B事業者 Aの設備設置承諾書

省エネ設備

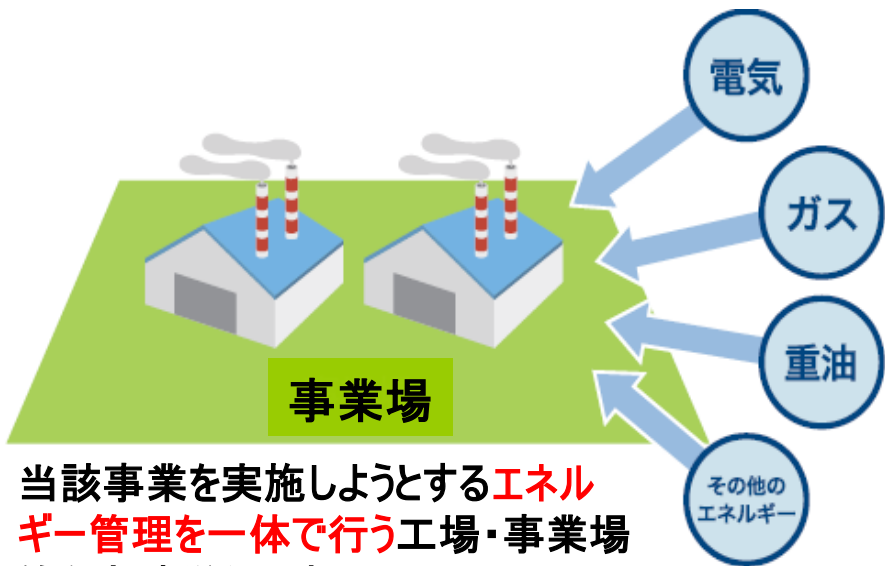
もくじ

1. 全体概要
2. **区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】**
3. 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】
5. 事業の実施
6. 年度またぎ事業

2. 区分 I 【省エネ設備・システム導入支援】

➤ 2.1 補助対象事業

既設設備・システムを置き換えることにより、下記のいずれかの要件を満たす事業。



当該事業を実施しようとする**エネルギー管理を一体で行う**工場・事業場等を申請単位とする。

工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量が

1%以上

または

500kl(原油換算)以上 削減されること

または

補助対象経費1千万円当たりの法定耐用年数を考慮した省エネルギー量が

200kl(原油換算)/(補助対象経費) 千万円以上 であること

省エネルギー効果は平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)のエネルギー使用量の実績データにより算出(定期報告書に基づく場合は平成26年度)。

➤ 2.2 補助対象設備

①既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、省エネルギーに寄与する設備。なお導入する設備や機器の能力・出力が、省エネルギーとなる範囲で、置き換える前の既設設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

※オプション等で直接省エネルギーに寄与しない機能の追加や単なる運用の工夫による省エネルギー事業の設備は原則対象外。

※対象設備のエネルギーの使用量を計測する機器は、補助対象とすることができる。

②省エネ法に定められる**トッパー制度対象機器**を導入する場合、その基準値を満たす機器であること。

③兼用設備および将来用設備、予備設備でないこと。

④償却資産登録される設備であること。

※その他詳細は公募要領参照

➤ 2.4 工場間一体省エネルギー事業

複数の既設の工場間において、生産ラインの統合やユーティリティの共有によるエネルギーや生産品等の相互融通により、一体となって省エネルギーを行う事業のことを工場間一体省エネルギー事業とする。

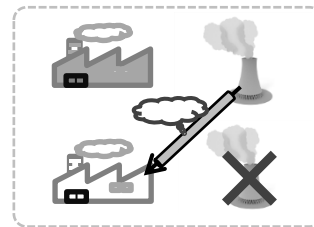
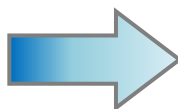
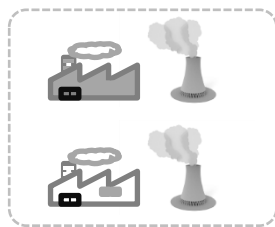
(1) 同一事業者間で実施する場合

隣接又は遠隔を問わず、実施する全ての工場を対象とする。

(2) 複数事業者間で実施する場合

原則、隣接する工場のみを対象とする。

ただし、隣接していない工場間であっても本事業実施前から配管等により直接エネルギーや生産品等の融通を行っていた場合は対象とする。



設備を統合

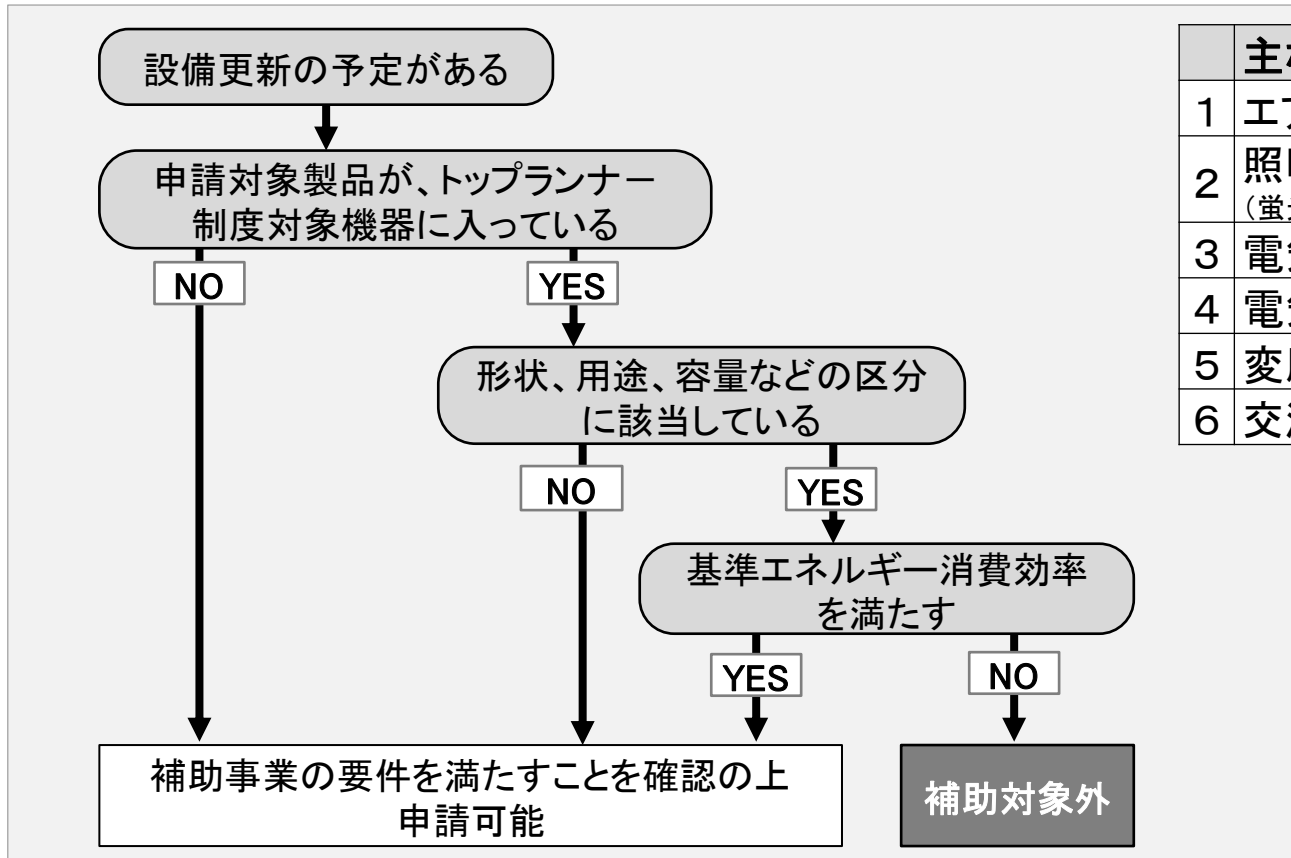
➤ 2.4 工場間一体省エネルギー事業

(1) および(2) 共通要件・事項

- ① 複数工場を一体として申請可能要件を満たすこと。
また、複数工場ごとおよび複数工場を合算した原油換算表をそれぞれ作成・提出すること。
- ② 本補助金を活用して、共有するユーティリティを所有する事業体を新たに立ち上げる等の新たなビジネススキームとする事業は対象外とする。
- ③ エネマネ事業者を活用する場合は、一体とした複数工場すべてに対して、エネマネ事業者との間に3年間以上のエネルギー管理支援サービスを締結すること。

2. 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】

➤ 補足⑥トッパーナー制度対象機器



主な対象機器	
1	エアコンディショナー（業務用）
2	照明器具 （蛍光灯のみを主光源とするもの）
3	電気冷蔵庫（業務用）
4	電気冷凍庫（業務用）
5	変圧器
6	交流電動機

※制度の詳細は、資源エネルギー庁のホームページ等も参照。

もくじ

1. 全体概要
2. 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】
- 3. 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】**
4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】
5. 事業の実施
6. 年度またぎ事業

➤ 3.1 補助対象事業

既設設備・システムを置き換え、製造プロセス等の改善、
一部設備・システム(※)の新設により、下記のいずれかの要件を満たす事業。

※一部設備・システムとは…

蓄電池、蓄熱システムや自家発電設備を指す(再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備を除く)。

- 事業を実施する工場・事業場等全体で**ピーク対策効果(次スライドで解説)**率が5%以上、又はピーク対策効果量が**1900千kWh以上**であり、かつ増エネとならない事業。
- ピーク対策効果量が**800千kWh/(補助対象経費)千万円以上**であり、増エネとならない事業。

※一部設備・システムの新設と併せて、**それ以外の設備の新設**が伴う場合は、補助対象外。

※導入する設備が省エネ法に定められる**トッランナー制度対象機器**である場合、その基準値を満たす機器であること。

➤ 補足⑤ ピーク対策効果について

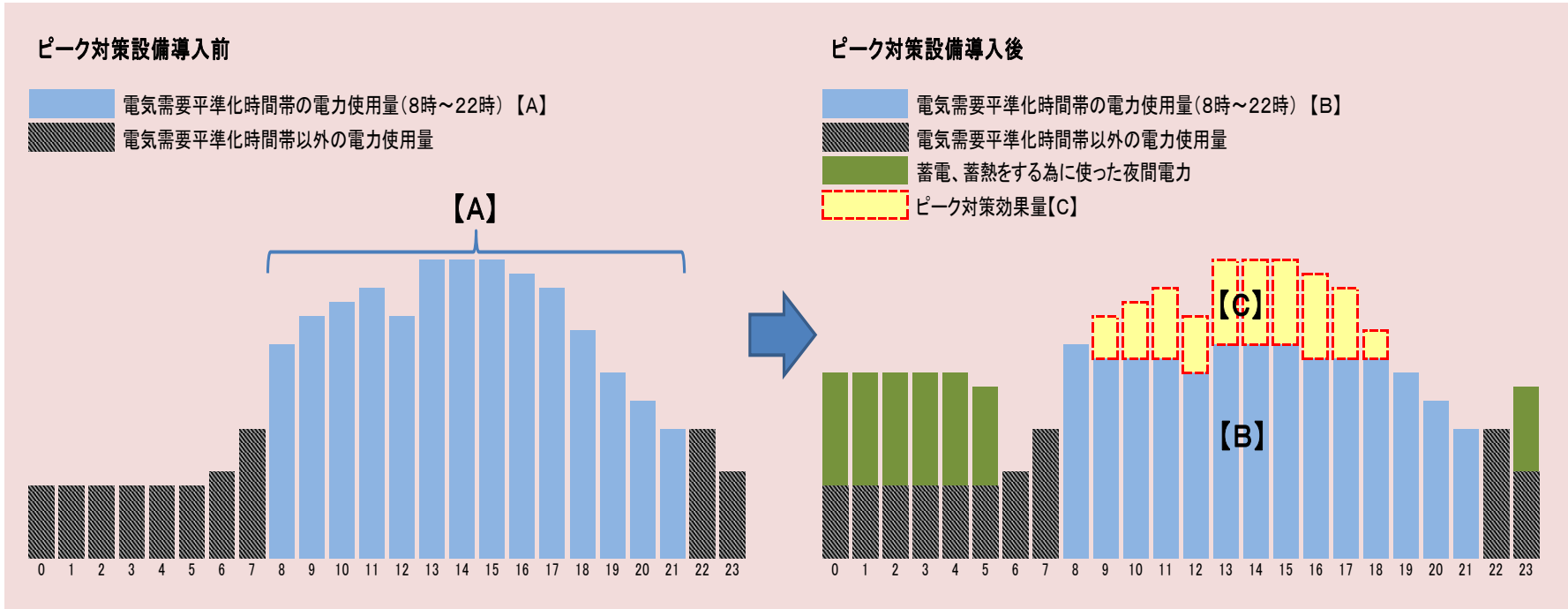
電気需要平準化時間帯(※)の電力使用量削減効果のこと。

※電気需要平準化時間帯とは…



7/1～9/30、12/1～3/31の8時から22時までの時間帯。

時間帯別の電力使用量が把握できていない場合は補助対象外。



もくじ

1. 全体概要
2. 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】
3. 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
- 4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】**
5. 事業の実施
6. 年度またぎ事業

➤ 4.1 補助対象事業

区分Ⅰ、Ⅱの事業とともに、エネマネ事業者がエネルギー管理支援サービスを実施するために、SIIが指定する機能要件を満たすものとして事前に登録された**EMS**を設置すること。

※EMS:工場・事業場等のエネルギー使用機器を管理し、エネルギー使用量の最適化と低減を図るシステム。

※区分Ⅲのみの申請は不可。

エネマネ事業者との間で、3年以上の**エネルギー管理支援サービス契約**が締結されること。

※今年度のエネマネ事業者については、SIIホームページにて、リストを掲載しています。

➤ 4.1 補助対象事業（申請可能要件）

≪区分Ⅰの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合≫

➤ 区分Ⅰの要件を満たす。

➤ 工場・事業場等において、『EMSを用いた設備』の制御のみによる省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上であること。

※補助対象外設備に対する『EMSを用いた設備』の制御による省エネルギー効果も含めて良い

➤ 工場・事業場等において、下記3点による**全体**(※)での省エネルギー率が10%以上、又は省エネルギー量が1200kl(原油換算)以上であること。

①既設設備・システムの置き換え

②製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等

③EMSを用いた設備の制御

※申請パターンDの場合：①と③の全体での省エネ効果

申請パターンFの場合：①～③の全体での省エネ効果

➤ 4. 1 補助対象事業（申請可能要件）

《区分Ⅱの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合》

➤ 区分Ⅱの要件を満たす。

➤ 工場・事業場等において、『EMSを用いた設備』の制御のみによるピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上であること。

※補助対象外設備に対する『EMSを用いた設備』の制御による省エネルギー効果も含めて良い

➤ 工場・事業場等において、下記3点による**全体**(※)でのピーク対策効果率が50%以上、又はピーク対策効果量が4500千kWh以上であること。

①既設設備・システムの置き換え

②製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等

③EMSを用いた設備の制御

※申請パターンEの場合：②と③の全体での省エネ効果

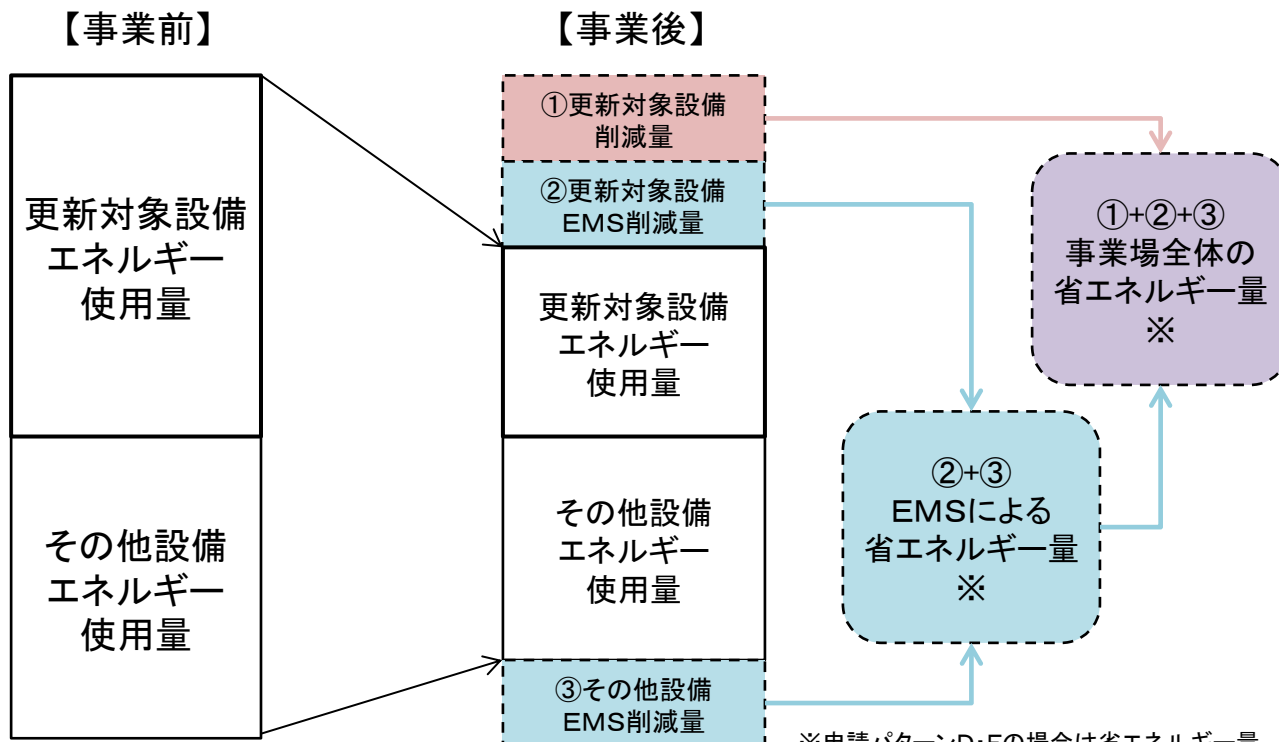
申請パターンGの場合：①～③の全体での省エネ効果

※区分Ⅰ＋区分Ⅱに対しエネマネ事業を行う場合もあり。
公募要領P. 7の申請パターンの表を参照。

4. 区分Ⅲ.【エネマネ事業者を活用する場合】

➤ 補足⑧ エネマネ事業者を活用する場合における 省エネルギー効果・ピーク対策効果について

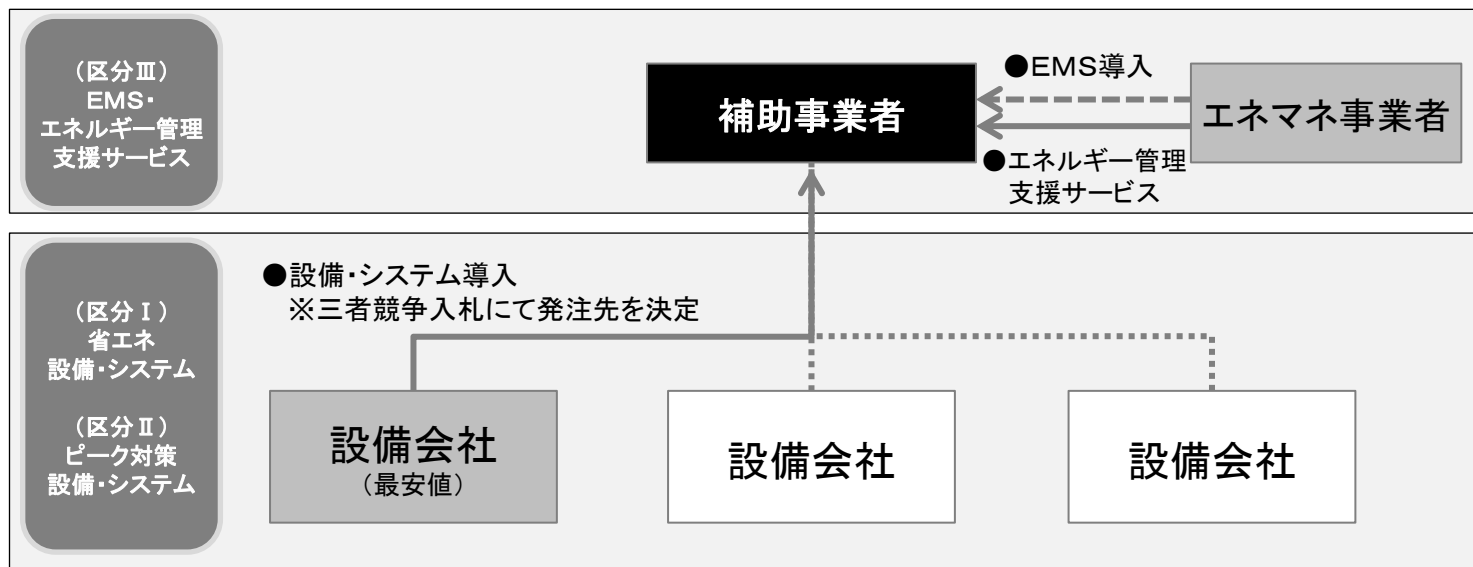
エネマネ事業者を活用する場合における導入効果の考え方は以下のとおり。



※申請パターンD・Fの場合は省エネルギー量、
申請パターンE・Gの場合はピーク対策効果量となる。

4. 区分Ⅲ.【エネマネ事業者を活用する場合】

➤ 補足⑨ エネマネ事業者を活用する場合における契約締結について



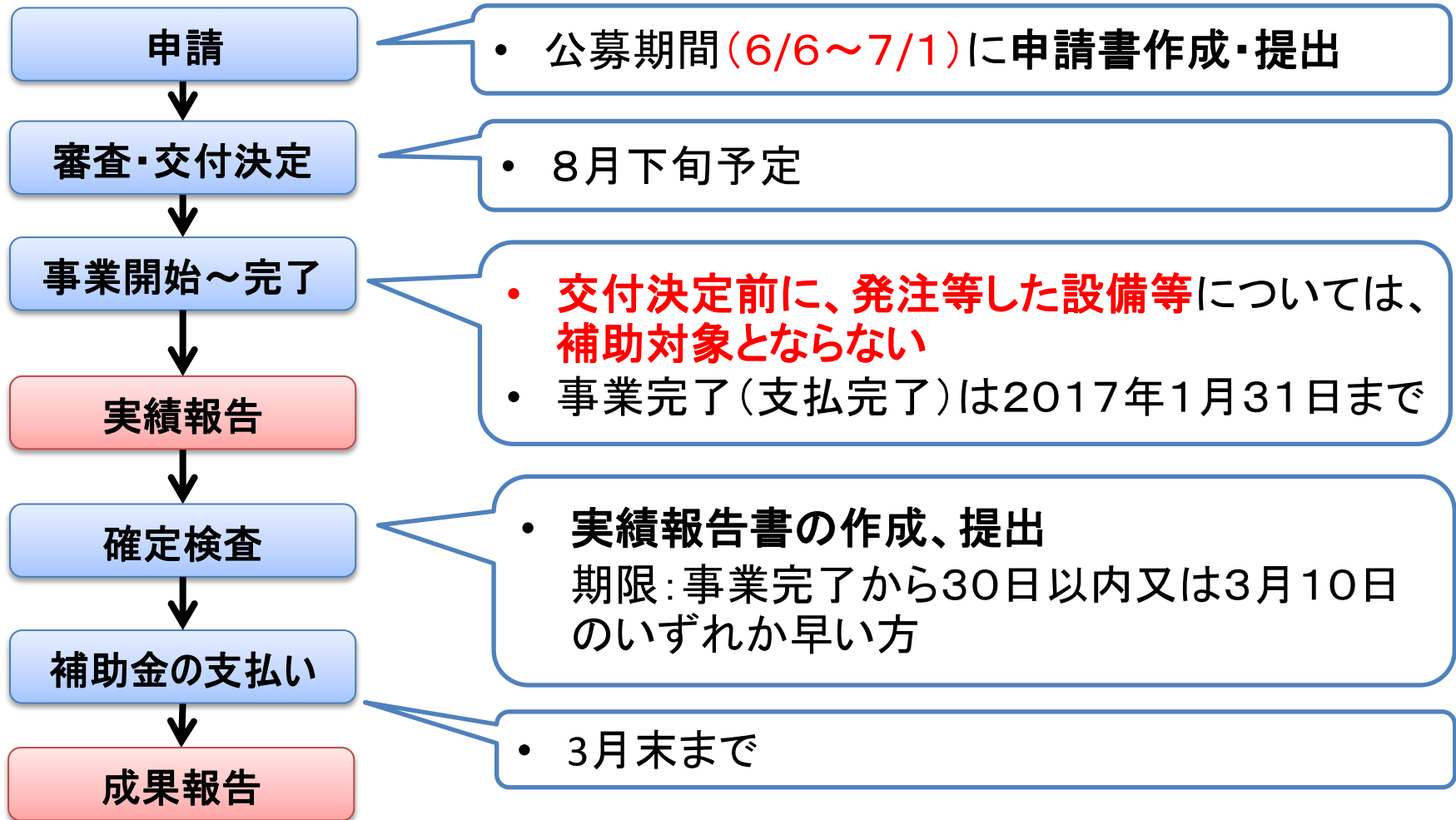
- ・**エネルギー管理支援サービス**は、補助事業者がエネマネ事業者から直接受けること。
- ・区分Ⅰ、区分Ⅱの設備の導入については、**三者競争入札**を経て、補助事業者が設備会社と契約すること。
- ・区分Ⅲを含む申請は、**エネマネ事業者が申請代行すること。**

もくじ

1. 全体概要
2. 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】
3. 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】
- 5. 事業の実施**
6. 年度またぎ事業

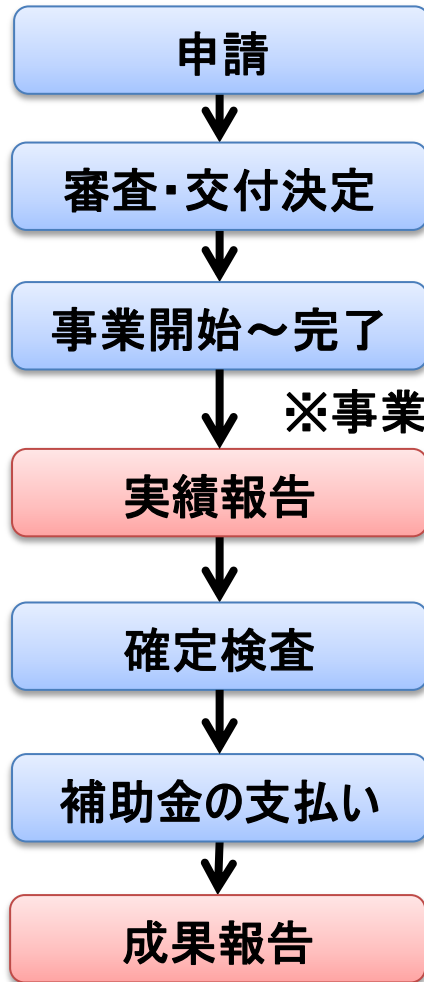
5. 事業の実施

➤ 5.1 スケジュール



5. 事業の実施

5.1 スケジュール



- 実績報告書には1ヶ月程度の省エネ実績データが必要。

※事業開始日はSIIの交付決定日とする

※事業完了は支払完了日（検収日ではない）

- 成果報告については、省エネ設備の設置後一年間の省エネ実績データを測定し、結果をSIIに提出。
- 省エネ原油換算量 kI 等が申請時の省エネルギー量を達成することが必須（公募要領P.42参照）。
- 成果報告後も、設備の耐用期間まで省エネ事業を継続

5. 事業の実施

➤ 5.2 公募

(4) その他

事業者は、申請後申請内容等に係る変更(事業内容、代表者、住所等)が発生する見込みとなった場合は、**速やかにその内容をSIIに相談すること。**

特に本公募期間は、代表者変更が多い時期なので、注意すること。

5. 事業の実施

➤ 5.3 審査及び交付決定

必須の要件として、公募要領等記載の要件、事業の確実性、事業の継続性、参考値から経費が算定されていることが確認される。

評価項目(1/2)

省エネルギー効果、及びピーク対策効果

申請単位に対する補助事業による省エネルギー量(省エネルギー率)、ピーク対策効果量(ピーク対策効果率)。※

費用対効果

補助対象経費1千万円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量 又は 電気需要平準化時間帯 の電力使用削減量。

技術の先端性

※申請パターンA,Dについては、ピーク対策効果についての記載は任意とするが、省エネルギー効果に加えてピーク対策効果も評価することとする(この場合必達となる)。また、申請パターンB,Eについては、ピーク対策効果に加えて省エネルギー効果も評価する。

5. 事業の実施

➤ 5.3 審査及び交付決定

評価項目(2/2)

政策的意義

- ・ **中小企業**の省エネルギー事業。
- ・ 申請者が省エネルギーの数値目標を明確にした計画(**環境自主行動計画等**)を公表しており、当該行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業。
- ・ 中小企業が実施する、**中長期計画**の実効性を高めるための省エネルギー事業。
- ・ **ISO50001**に基づく行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業。
- ・ 売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上の**エネルギー集約型企業**の省エネルギー事業。
- ・ 定期報告書の記載から、**ベンチマーク**改善に資することが認められる事業。
- ・ **コミッションング**を実施する事業。

5. 事業の実施

➤ 5.3 審査及び交付決定

①結果の通知

- ・交付決定の結果については、文書にて申請者に通知する。
- ・交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIのホームページに掲載する。

②その他

- ・採択事業者への事務取扱説明会（採択以降の事業実施方法の説明会）を開催する。開催日時等は採択事業者に別途連絡する。
- ・交付決定後に、交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないという事実が発覚した場合は、審査の結果にかかわらず交付決定の修正又は取消しの措置を講じることがある。

5. 事業の実施

➤ 5.4 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始について

- ① 発注内容を明確にした依頼仕様書を作成し、見積書を入力する。
 - ・補助対象と補助対象外が明確に記載されていること。
 - ・見積書には、見積り依頼仕様書と同じ、納期、支払条件、工事名称等が記載されて、見積り提出期限が守られていること。
 - ※メーカーや機種が**限定**される見積依頼を行わないこと。
 - ・原則**3者以上の競争**により決定すること。
 - ※競争入札を行わず、**特命発注**が必要な場合は、その理由と価格の妥当性を、合理的に説明しなければならない。

- ② 発注は、**交付決定日以降**に行うこと。

5. 事業の実施

➤ 5.5 実績報告～補助金額の支払い

(1) 実績報告及び補助金の確定について

補助事業者は、補助事業完了（支払完了）の日から30日以内に、**補助事業実績報告書**をSIIに提出する。

SIIは、補助事業実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定する。

(2) 補助金の支払いについて

補助事業者は、補助金の確定後、**精算払請求書**をSIIに提出する。

SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

5. 事業の実施

➤ 5.6 補助金の支払い以降

(1) 財産等の管理について

- ① 法定耐用年数の間、適切に管理を行う。
- ② 取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

(2) 省エネルギー量等の成果報告について

- ・補助事業者は事業終了後1年間のデータを取得し、SIIより配布されるフォーマットに沿って、データ取得完了後90日以内にSIIに報告。
- ・省エネルギー実績及びピーク対策実績が、計画値に対して未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。

5. 事業の実施

➤ 5.6 補助金の支払い以降

《申請パターンごとの計画値の達成項目確認表》

申請パターン	省エネルギー効果	ピーク対策効果	エネマネ効果
A	●	○	-
B	●	●	-
C	●	●	-
D	●	○	●
E	●	●	●
F	●	●	●
G	●	●	●

成果報告時...

● ⇒ **補助対象設備**の必達値

○ ⇒ 申請総括表に効果が記載されている場合は必達値となる

エネマネ事業に係るデータの把握について

- ・エネマネ事業者を活用する場合(申請パターンD~G)、実績報告時および成果報告時に、**各区分ごと(区分Ⅰ~Ⅲ)の効果量**の実績値の提出を必須とする。
- ・エネマネ事業者は原則、事業完了後**3年間**、データを報告する。

5. 事業の実施

➤ 5.6 補助金の支払い以降

補助金の返還、取り消し、罰則等について

補助事業者による事業内容の**虚偽申請**、補助金等の**重複受給**、その他、関係する法令・規定に抵触した場合、次の措置が講じられる。



- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定の不実施
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

もくじ

1. 全体概要
2. 区分Ⅰ【省エネ設備・システム導入支援】
3. 区分Ⅱ【電気需要平準化対策設備・システム導入支援】
4. 区分Ⅲ【エネマネ事業者を活用する場合】
5. 事業の実施
6. 年度またぎ事業

6. 年度またぎ事業

➤ 6.1 補助対象事業

当補助金の複数年度事業において、「年度またぎ事業（国庫債務負担行為分）」として申請することにより、**年度またぎ期間（2月～4月）**に事業を行うことが可能となる。

予算額は**28年度分で約2億円、29年度分で最大約30億円。**

2月から4月に事業を実施せざるを得ない要因として補助事業者では**変更することのできない外的要因**が存在すること

6.年度またぎ事業

➤ 6.1 補助対象事業

＜外的要因の例＞

法定点検の期間が2～4月に定められており、この時期にしか省エネ投資が不可能な場合。

関連する事業者等との間で計画に基づいた定期修理計画があり、補助事業者都合のみでは時期を変更することができない場合。

取引先と契約等が締結されており、2～4月の時期に設備更新等を実施しなければ、取引先に損害を与えるおそれがある場合。

※具体的な理由例は公募要領の記載を参照。

➤ 昨年度事業との主な変更点

➤ 補助金の**上限額**を変更

➤ 大企業のみ**中長期計画**提出の要件化

➤ 補助対象設備基準に**トップランナー基準**を導入

平成28年度

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
【申請の手順】

公募説明会

申請の手順

1. 申請書作成にあたって

1. 申請書作成の進め方
2. 申請書様式の入手方法
3. 申請書様式の種類
4. エネマネ事業者の活用について

2. 申請書の作成

1. ポータル入力するにあたり必要な書類
2. 省エネ量に係る書類
3. 事業費に係る書類

3. 補助事業ポータル

1. 補助事業ポータルとは
2. ポータルへのログイン方法
3. ポータル入力作業の流れ
4. 各区分と申請総括表の考え方

4. 書類の出力と発送

1. 申請書の提出
2. 申請書提出後

申請の手順

1. 申請書作成にあたって

1. 申請書作成の進め方
2. 申請書様式の入手方法
3. 申請書様式の種類
4. エネマネ事業者の活用について

2. 申請書の作成

1. ポータル入力するにあたり必要な書類
2. 省エネ量に係る書類
3. 事業費に係る書類

3. 補助事業ポータル

1. 補助事業ポータルとは
2. ポータルへのログイン方法
3. ポータル入力作業の流れ
4. 各区分と申請総括表の考え方

4. 書類の出力と発送

1. 申請書の提出
2. 申請書提出後

1. 申請書作成にあたって

➤ 1-1 申請書作成の進め方

◆ 交付申請書の作成は、以下のような手順を進めてください。

1. **昨年度**の**全エネルギー使用量**を調べる。

領収書等から当該事業所の昨年度の全エネルギー使用量(電気、ガス、石油等)を調べ、原油換算する。

2. 更新・導入する**設備**の設定。

設備能力・稼働条件等を設定する。

3. 導入前後のエネルギー使用量を比較し、**省エネルギー量**を計算。

省エネルギー量等が**申請可能要件**を満たしているか確認する。
※**省エネルギー計算の詳細については後述。**

4. メーカー等の参考見積から、**事業費**を計算。

省エネ量と金額が決まれば、ポータル入力を始められる。

5. **補助事業ポータル**を利用し、申請書を作成する。

※**補助事業ポータルの詳細については後述。**

6. 各種資料を揃え、申請書を**提出**する。

登記簿謄本、決算報告書等の資料を揃える。

1. 申請書作成にあたって

➤ 1-2 申請書様式の入手方法

◆まず、ホームページから必要な申請書様式を入手します。

1. 一般社団法人 **環境共創イニシアチブ**の**ホームページ**にアクセスする。
ホームページアドレス : <http://sii.or.jp/>

2. 当補助金のページに移動し、【公募について】のタブから**様式一式(zip)**を**ダウンロード**する。(※)

7. 申請方法

平成27年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

7.2 提出書類一覧(1)

全事業共通

様式あり:「●」が付いている場合は指定の様式を使用して申請書を作成し、それ以外は該当する説明資料を作成

(※)公募要領 P.52~54

7.2提出書類一覧の「様式あり」に●の記載があるものがダウンロードできます。
ファイル形式はワード、エクセル、テキスト等

No.	提出書類名称	様式あり	必要部数	申請パターン毎の必要書類							
				A	B	C	D	E	F		
1	申請書類チェックリスト	●	1	○	○	○	○	○	○		
2	交付申請書(かのみ)	●	1	○	○	○	○	○	○	補助事業	
	交付申請書(2枚目)	●	1	○	○	○	○	○	○	補助事業ポータルより出力	
	別紙1 経費区分毎の配分額	●	1	○	○	○	○	○	○	補助事業ポータルより出力	
	別紙2 四半期別発生予定額	●	1	○	○	○	○	○	○		
3	別紙3 役員名簿	●	1	○	○	○	○	○	○		
	実施計画書 (区分1~Ⅲの総括)	1-1 申請総括表	●	1	○	○	○	○	○	○	補助事業ポータルより出力
		1-2 省エネルギー計算	●	1	○	○	○	○	○	○	
		1-2-2 エネルギー使用量の原価換算表(総括) A-Dの各申請パターンの原価換算表を選択	●	1	○	○	○	○	○	○	工場間一体省エネルギー事業の場合は対象の各工場及びその合算分を提出のこと
		1-3 所要資金計画	●	1	○	○	○	○	○	○	参考見積や標準価格の提供を添付のこと
1-4 資金調達計画	●	1	○	○	○	○	○	○			

様式内の記入見本について

- ・注意書きの赤字と枠は消すこと。
- ・青字は事業に合わせて記載すること。
- ・青字は黒字に変換すること。

1. 申請書作成にあたって

➤ 1-3 申請書様式の種類

◆ 交付申請書の様式は、以下の3種類があります。

【様式の区分】



指定様式

例) 3-1-3所要資金計画、3-1-2省エネルギー計算 等

環境共創イニシアチブのホームページから、指定様式をダウンロードして作成します。



ポータルから出力できるもの

例) 交付申請書、実施計画書 申請統括表 等

数値や文章を「補助事業ポータル」内の該当箇所にデータ入力してください。

ポータルからPDFファイルを作成し、出力できます。



自由書式

例) 3-1-8新設備の配置図、3-1-10事業場の全体図 等

書式に指定はありません。分かりやすく(特に図面等)なるように工夫して作成してください。

1. 申請書作成にあたって

➤ 1-4 エネマネ事業者の活用について

- ◆ エネマネ事業者を活用する場合（申請パターンD～G）、申請書作成等以下の手続きを、補助事業者に替わって**エネマネ事業者が代行**することになります。

1. 交付申請書の作成

交付決定

2. 実績報告書の作成

事業完了1年後

3. 成果報告書の作成

補助事業者は、区分Ⅲ以外の部分も含めて、申請に必要な情報をエネマネ事業者に開示・提供する必要があります。

三者見積の依頼や発注は補助事業者が行い、報告書の作成をエネマネ事業者が行います。

エネマネ事業者は、成果報告に必要な1年分のデータを取得します。

申請の手順

1. 申請書作成にあたって

1. 申請書作成の進め方
2. 申請書様式の入手方法
3. 申請書様式の種類
4. エネマネ事業者の活用について

2. 申請書の作成

1. ポータル入力するにあたり必要な書類
2. 省エネ量に係る書類
3. 事業費に係る書類

3. 補助事業ポータル

1. 補助事業ポータルとは
2. ポータルへのログイン方法
3. ポータル入力作業の流れ
4. 各区分と申請総括表の考え方

4. 書類の出力と発送

1. 申請書の提出
2. 申請書提出後

2. 申請書の作成

➤ 2-1 ポータル入力するにあたり必要な書類

- ◆補助事業ポータルに申請情報を入力前に、以下の必要書類を準備してください。
青は省エネ量、赤は事業費に関する書類です。

共通	・登記簿謄本	区分 < I >	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書 2-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(I) ・計画書 2-3 所要資金計画 ・計画書 2-4 発注区分
	・実施計画書 1-2-2 エネルギー使用量の原油換算表【統括】	区分 < II >	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書 3-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(II) ・計画書 3-3 所要資金計画 ・計画書 3-4 発注区分
	・実施計画書 1-3 所要資金計画書【総括】	区分 < III >	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書 4-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(III) ・計画書 4-3 所要資金計画 ・計画書 4-4 発注区分 ・計画書 4-6 システム概要図 ・計画書 4-7 ポイントリスト

※上記の書類のみで申請書一式が完成するわけではありません。
公募要領の提出書類一覧を参照してください。

2. 申請書の作成【2-2 省エネ量に係る書類】

- ◆まず、HPよりダウンロードした様式「**2-5 既存設備と導入設備の比較表**」で、置き換える前後の設備について、表の左右に対応させながら、記入してください。
※この内容は、後述の補助事業ポータルに入力します。

既存設備						導入予定設備									
機器名	仕様 (A) (消費エネルギー量) (kW, kl, m ³ 等)	仕様 (B) (出力・能力) (lm, kW, t, cal等)	台数 (C)	消費エネルギー 合計(D)=(A)×(C) (kW, m ³ , kl等)	出力合計 (E)=(B)×(C) (kW, lm, t等)	稼働時間 (F) (h等)	消費エネルギー量 (G)=(D)×(F) (kWh等)	参考機器名	仕様 (A) (消費エネルギー量) (kW, kl, m ³ 等)	仕様 (B) (出力・能力) (lm, kW, t, cal等)	台数 (C)	消費エネルギー 合計(D)=(A)×(C) (kW, m ³ , kl等)	出力合計 (E)=(B)×(C) (kW, lm, t等)	稼働時間 (F) (h等)	消費エネルギー量 (G)=(D)×(F) (kWh等)
●1階 アフロア															
蛍光灯 ABC-100	60W	100W型、1,000lm	50	3,000W	50,000lm	2,400h	7,200kWh	LED DEF-100	30W	150W型、1,500lm	50	1,500W	75,000lm	2,400h	3,600kWh
蛍光灯 ABC2-50	30W	50W型、500lm	40	1,200W	20,000lm	2,400h	2,880kWh	LED DEF2-50	15W	50W型、450lm	40	600W	18,000lm	2,400h	1,440kWh
		小計	90	4,200W	70,000lm	2,400h	10,080kWh			小計	90	2,100W	93,000lm	2,400h	5,040kWh
●1階 Bフロア															
蛍光灯 ABC-100	60W	100W型、1,000lm	30	1,800W	30,000lm	2,400h	4,320kWh	LED DEF-100	30W	100W型、1,000lm	40	1,200W	40,000lm	2,400h	2,880kWh
蛍光灯 ABC2-50	30W	50W型、500lm	50	1,500W	25,000lm	2,400h	3,600kWh	LED DEF2-50	15W	50W型、450lm	50	750W	22,500lm	2,400h	1,800kWh
		小計	80	3,300W	55,000lm	2,400h	7,920kWh			小計	90	1,950W	62,500lm	2,400h	4,680kWh
●1階 Aフロア															
既存設備の情報 (導入前)						導入予定設備の情報 (導入後)						暖房			
エアコン (GOP1/COP1)						エアコン (GOP2/COP2)						225kW			
エアコン (GOP1/COP1)						エアコン (GOP2/COP2)						1,800kW			
エアコン (GOP1/COP1)						エアコン (GOP2/COP2)						2,025kW			
●1階 Bフロア															
エアコン DEF-50 (GOP1/COP1)						エアコン DEFX-70 (GOP2/COP2)						220kW			
エアコン DEF-200 (GOP1/COP1)						エアコン DEFX-200 (GOP2/COP2)						1,700kW			
エアコン DEF-200 (GOP1/COP1)						エアコン DEFX-200 (GOP2/COP2)						1,920kW			
エアコン DEF-50 (GOP1/COP1)						エアコン DEFX-70 (GOP2/COP2)						300kW/200kW			
エアコン DEF-200 (GOP1/COP1)						エアコン DEFX-200 (GOP2/COP2)						540kW/440W			
エアコン DEF-200 (GOP1/COP1)						エアコン DEFX-200 (GOP2/COP2)						816kW/680kW			
エアコン DEF-200 (GOP1/COP1)						エアコン DEFX-200 (GOP2/COP2)						1,640kW/1,360kW			
小計						小計						1,116kW/880kW			
小計						小計						2,180kW/1,800kW			
Aボイラー															
												30kl		18t	
Bボイラー															
												30kl			
												15kl			
												25kl			
												40kl			
合計															

既存設備が、どの導入設備に置き換わるかが明確になるように、左右に並べる。
 例えば照明・空調等は、部屋単位での比較ができるように。

公募要領
P.84参照

2. 申請書の作成【2-2 省エネルギーに係る書類】

◆HPよりダウンロードした様式「**2-2-4 エネルギー使用量の原油換算表**」に、**既存・導入設備エネルギー使用量の数値を記入してください。**

2-2-4 エネルギー使用量の原油換算表(区分1)

申請パターンA	単位	換算係数 (GJ/単位)	平成26年度(実績)			平成28年度(導入後)		
			使用量 A	販売した副生エネルギーの量 B	差引後の熱量 (A-B)×換算係数	使用量 c	販売する副生エネルギーの量 D	差引後の熱量 (C-D)×換算係数
			数値	数値	熱量 (GJ)	数値	数値	熱量 (GJ)
生産量	トン			3,000.0		3,000.0		
原油	k l	38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
原油のうちコンデンサート (NGL)	k l	35	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
揮発油 (ガソリン)	k l	34	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
ナフタ	k l	33	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
灯油	k l	36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
軽油	k l	37	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
A重油	k l	39	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
B・C重油	k l	41	24,906.0	0.0	1,043,561.4	20,906.0	0.0	875,961.4
石油アスファルト	t	40	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石油コークス	t	29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
コールタール	t	37	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
コークスガス	千m ³	21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
高炉ガス	千m ³	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
転炉ガス	千m ³	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他の燃料								
都市ガス13A	千m ³							
産業用蒸気	GJ	1						
産業用以外の蒸気	GJ	1						
温水	GJ	1						
冷水	GJ	1						
一般電気事業者	千kWh	9	16,800.0	700.0	14,952.0	700.0		
夜間買電	千kWh	9	7,200.0	1,300.0	6,578.0	1,300.0		
上記以外の買電	千kWh	9	5,000.0	0.0	4,500.0	0.0	41,760.0	
自家発電	千kWh	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
自家発電以外の計	千kWh		29,000.0	2,000.0	26,030.0	2,000.0		
熱量合計	GJ			1,309,301.4		1,208,149.3		
原油換算量 (10GJ=0.258t)	kl	b		33,780.0	c	31,170.3		
原油換算原単位	kl/トン			11.26		10.39		
【省エネルギー効果】	f	7.7	%	(b-c)/b				
	g	2,609.7	kl	b-c				
【電力削減効果】	j	11.0	%	1/(Ah-Bh)				
	i	2,970.0	千kWh	(Ah-Bh)-(Ch-Dh)				
【ピーク対策効果】	x	11.6	%	((k-1)-(m-n))/(k-1)				
	y	1,848.00	千kWh	(k-1)-(m-n)				

申請パターンA~Gにより、原油換算表の様式は異なります。

省エネルギー量計算にてもとめたエネルギーの増減を反映させてください。

省エネルギー効果等が、申請可能要件を満たしているか、確認してください。

公募要領
P.81参照

省エネルギー効果の数値は必達

記入した場合、ピーク対策効果の値は必達（任意記入）

2. 申請書の作成【2-3 事業費に係る書類】

◆次に、金額の参考となる**参考見積**を取り寄せてください。

御見積書				
◆◆◆株式会社 殿		見積り番号: 14-2320		
(工事件名) ガスタービン設置工事		平成 年 月 日		
御見積金額(税抜き)	¥317,000,000	〇〇株式会社		
消費税	¥15,850,000	営業部〇〇課 印		
御見積金額合計	¥332,850,000			
納期	: 平成〇〇年〇月〇〇日			
受渡条件	: 据付調整渡し			
御支払条件	: 検収翌月末までに現金払い			
見積有効期限	: 見積後〇〇日			
	数量	単位	単価	金額
I 補助対象				
1. 設計費				
(1)基本システム設計費	64	人日	50,000	5,120,000
(2)配置設計費		日	50,000	4,480,000
(3)諸経費				100,000
(4)出精値引				-200,000
<小計①>				9,500,000
2. 設計費				
(1)ガスタービン発電盤	1	式		208,000,000
II 補助対象外				0
1. 設計費				0
2. 設備費				
3. 工事費				
(2)撤去工事費	1	式		7,500,000
(3)出精値引				-130,000
合計				7,370,000
総計				317,000,000

補助対象、補助対象外
を区別して記載

各区分毎に
設計費、設備費、工事費
を区別して記載

諸経費、出精値引
は区別ごとに配分して記載
一式での値引きは不可

2. 申請書の作成【2-3 事業費に係る書類】

◆HPよりダウンロードした様式「1-3.所要資金計画(総括)」では、参考見積等から各区分ごとの費用を記入してください。

1-3. 所要資金計画 (総括)

費目	区分	金額 (円)	内容	
			項目	金額
I. 設計費	I. 省エネ設備・システム導入支援 3,500,000	(補助対象) 3,500,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	3,500,000
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象) 2,500,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	2,500,000
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
	II. 電気需要平準化設備・システム導入支援 2,500,000	(補助対象) 2,500,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	2,500,000
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象) 300,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	300,000
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
	III. エネマネ事業者を活用する場合 300,000	(補助対象) 300,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	300,000
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
	小計	6,300,000		
	II. 設備費	I. 省エネ設備・システム導入支援 285,000,000	(補助対象) 225,000,000	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○
(補助対象外) 60,000,000			1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	5,000,000
(補助対象) 0			1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
(補助対象外) 0			1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
IV. 諸経費	I. 省エネ設備・システム導入支援 0	(補助対象) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
	II. 電気需要平準化設備・システム導入支援 0	(補助対象) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
	III. エネマネ事業者を活用する場合 0	(補助対象) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
		(補助対象外) 0	1 ○○○○○○○○ 2 ○○○○○○○○	0
小計	0			
補助対象計		349,700,000		
補助対象外計		100,250,000		
消費税		35,996,000		
合計		485,946,000		

前述の参考見積をもとに各金額を記入

設計費、設備費、工事費に分けて記載

区分 I、II、IIIに分けて記載

補助対象、補助対象外に分けて記載

公募要領
P.69参照

この書類によって、補助事業の費用が整理できます。

※申請内容により、本様式は複数ページとなっても構わない。

申請の手順

1. 申請書作成にあたって

1. 申請書作成の進め方
2. 申請書様式の入手方法
3. 申請書様式の種類
4. エネマネ事業者の活用について

2. 申請書の作成

1. ポータル入力するにあたり必要な書類
2. 省エネ量に係る書類
3. 事業費に係る書類

3. 補助事業ポータル

1. 補助事業ポータルとは
2. ポータルへのログイン方法
3. ポータル入力作業の流れ
4. 各区分と申請総括表の考え方

4. 書類の出力と発送

1. 申請書の提出
2. 申請書提出後

3. 補助事業ポータル

➤ 3-1 補助事業ポータルとは

➤ SIIが提供するWebサービス

申請にあたり補助事業ポータルを使用して、以下を行う。

① 申請情報の入力

② 申請書類の一部をポータルから出力

The screenshot shows the application form for the Sii Energy Efficiency Support Portal. The form is divided into several sections:

- 管理情報 (Management Information):** Includes fields for the application date (平成 年 月 日 [今日]), application number, and application area (申請事業区分1, 2, 3).
- 事業情報 (Business Information):** Includes fields for the business name, business overview, introduction technology, lease term, and fiscal year.
- 補助事業工期 (Subsidy Business Term):** Includes fields for the start year, start date, and end date.
- 事業費 (Business Costs):** Includes fields for operating profit, operating profit, total assets, and total assets for the current and previous periods.

The form also includes a sidebar with navigation options and a footer with the Sii logo and the text "Sustainable open Innovation Initiative".

3. 補助事業ポータル

➤ 3-2 ポータルへログイン方法

◆ 基本的な書類が準備できたらポータルの利用を開始します。

1. 登録ボタン

SIIのホームページ内の【アカウント登録はこちら】ボタンを押す。

2. 登録者情報の入力

必須事項を入力し、【確認する】ボタン
⇒【アカウント情報の送信】ボタンを押す。

3. 仮登録

2で登録したメールアドレスに仮登録メールが届く。

4. 入力完了

仮登録メール本文のURLから本登録完了画面にアクセス。
※24時間以内にアクセスをして下さい。

5. 「ユーザー名」「パスワード」
発行

ID・パスワード発行メールに記載されているログイン用URLへアクセスする。
※本登録完了後のメールは約1日後に送信されます。

6. ログイン

「ユーザID」「パスワード」を入力し、ログイン。

3. 補助事業ポータル

➤ 3-3 ポータル入力作業の流れ

1. 補助事業ポータルにログイン

前述の「ユーザID」「パスワード」が必要です。

2. 申請情報入力

事業者情報や、事前に作成しておいた資料の内容を入力します。

「仮登録」の状態であれば
入力内容を編集できます。

入力内容編集

一時保存して、作業の中断・再開が出来ます。
※保存された状態を「仮登録」と呼ぶ。

3. 「一時保存」ボタンを押下し
入力内容確認

ポータルより出力される書類は、「入力完了」前に
【仮】印刷を行い、内容を確認してください。
※【仮】印刷した書類は申請書には使用できません。

4. 「入力完了」ボタンを押下し
入力完了

「入力完了」すると、再編集できなくなります。

3. 補助事業ポータル

◆ポータル「合理化申請書検索」タブにより入力データの検索・閲覧が出来ます。

「仮登録(一時保存しているもの)」は事業者側で再編集することができます。

「入力完了」ボタンを押すと事業者側では再編集できません。
再編集が必要な場合はSIIへ連絡してください。

申請書検索タブ

No	操作	申請書番号	申請日付	事業名	事業者1会社名	承認ステータス
1	[詳細]	GE-2013051014913	2016/07/14	〇〇〇〇〇省エネルギー事業	〇〇〇〇〇株式会社	仮登録
2	[詳細]	GE-2013042614886	2016/07/14	〇〇〇〇〇省エネルギー事業	株式会社〇〇〇〇〇	審査待ち
3	[詳細]	GE-2013042314881	2016/07/14	〇〇〇〇〇省エネルギー事業	〇〇〇〇〇株式会社	仮登録
4	[詳細]	GE-2013041614872	2016/07/14	〇〇〇〇〇省エネルギー事業	株式会社〇〇〇〇〇	仮登録

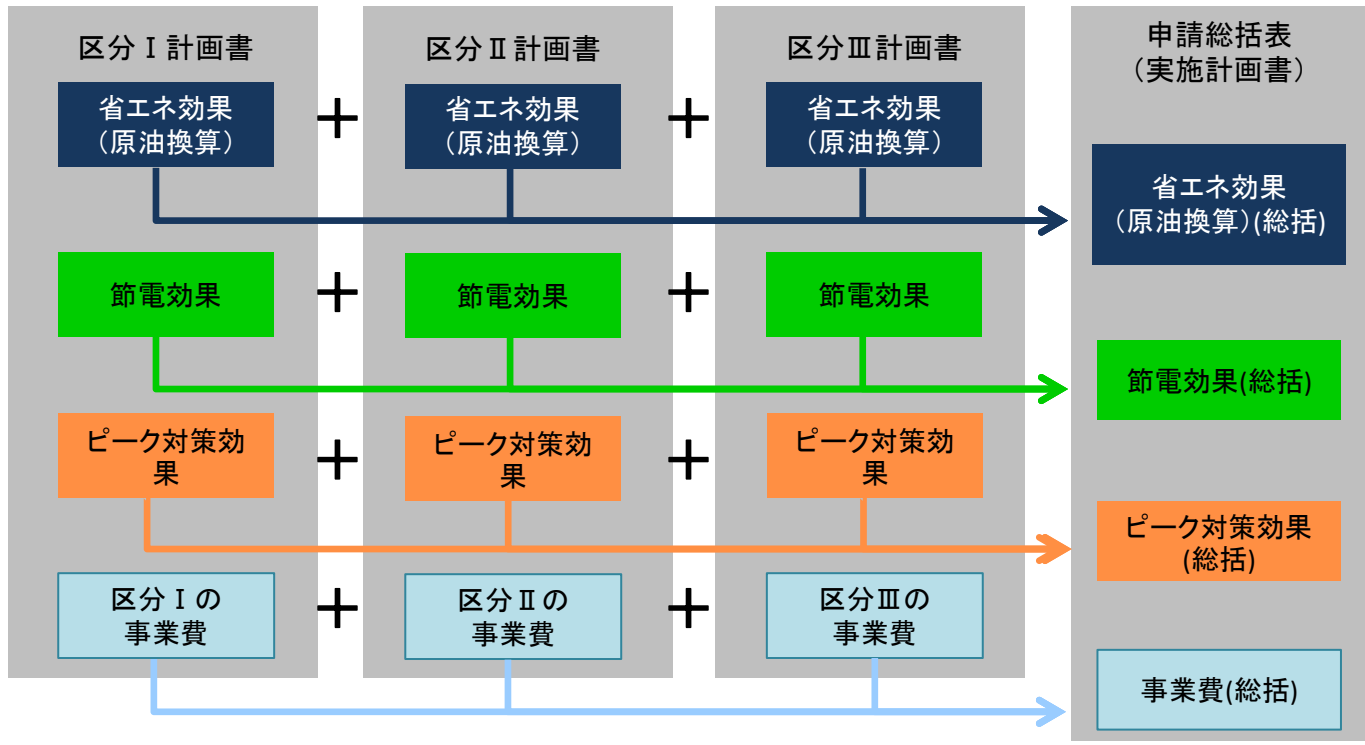
※検索・閲覧ができるのは
同アカウントで作成した申請のみ
です。

※検索条件に、申請書番号や
事業年度等を入力せず空欄のまま
「検索実行」ボタンを押すと、
全ての候補が表示されます。

3. 補助事業ポータル

3-4 各区分と申請総括表の考え方

◆ポータルにおいて、区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの『区分計画書』を入力します。
各数値は自動的に合算され、申請総括表になります。



- 区分間で合算する
主な値は以下の
4つです。
1. 省エネ効果
 2. 節電効果
 3. ピーク対策効果
 4. 事業費

申請の手順

1. 申請書作成にあたって

1. 申請書作成の進め方
2. 申請書様式の入手方法
3. 申請書様式の種類
4. エネマネ事業者の活用について

2. 申請書の作成

1. ポータル入力するにあたり必要な書類
2. 省エネ量に係る書類
3. 事業費に係る書類

3. 補助事業ポータル

1. 補助事業ポータルとは
2. ポータルへのログイン方法
3. ポータル入力作業の流れ
4. 各区分と申請総括表の考え方

4. 書類の出力と発送

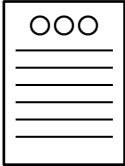
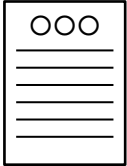
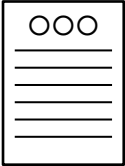
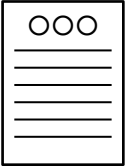
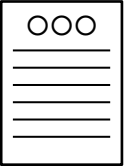
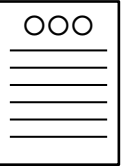
1. 申請書の提出
2. 申請書提出後

4. 書類の出力と発送

➤ 4-1 申請書の提出

1. 申請書類の出力

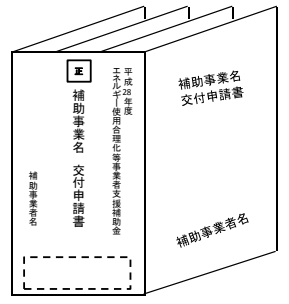
ポータル入力完了後、以下の6種の書類を出力する。

交付申請書 かがみ	交付申請書 2枚目	交付申請書 別紙1	実施計画書 申請総括表 区分Ⅰ～Ⅲ	事業者情報 添付3	2-5 既存設備 と導入設備の 比較表
					

2. ファイリング

上記6種の書類に各種資料を加えファイリング「正」「副」二冊作成。「正」のファイルをSIIへ提出する。

- ※様式の「申請書チェックリスト」を使用し、申請書類に不足がないかチェックする。
- ※エネマネ事業者は、コピーを一式保管すること。



3. 申請書を郵送

申請書類をまとめ、郵送する。

交付申請書送付先: 公募要領 P.55 参照 / 締切日: 平成28年7月1日
※ただし、申請締切日以降に、追加書類等を送る場合は、公募要領裏表紙に記載のSII所在地まで直接送ること。

4. 書類の出力と発送

➤ 4-2 申請書提出後

◆SIIは、申請事業内容等について所定の項目に従って審査を行い、採択者を決定します。

1. 補助事業内容の審査

SIIは所定の項目に従って審査を行います。

2. SIIから事業者へヒアリング

※必要に応じてSIIから申請者へのヒアリングや書類の修正依頼を行います。

3. 申請書類の修正

4. 交付決定の結果を申請者に通知

採択された事業に関する情報をSIIのホームページに掲載する予定です。

5. 補助事業の開始

採択された事業者へは、以降の事業実施についての説明会を実施します。

平成28年度

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
【省エネルギー計算】

公募説明会

省エネルギー計算について

1. 区分Ⅰの省エネルギー計算

1. 数値の定義
2. 設備のエネルギー使用量
3. 原油換算
4. 空調更新の具体例

2. 区分Ⅱの省エネルギー計算

1. ピーク対策効果とは
2. 数値の定義
3. 増エネとならないこと
4. 蓄電池導入の具体例

3. 区分Ⅲの省エネルギー計算

1. EMSによる省エネルギー量

省エネルギー計算について

1. 区分Ⅰの省エネルギー計算

1. 数値の定義
2. 設備のエネルギー使用量
3. 原油換算
4. 空調更新の具体例

2. 区分Ⅱの省エネルギー計算

1. ピーク対策効果とは
2. 数値の定義
3. 増エネとならないこと
4. 蓄電池導入の具体例

3. 区分Ⅲの省エネルギー計算

1. EMSによる省エネルギー量

1. 区分 I の省エネルギー計算

➤ 1-1 数値の定義

◆省エネルギー計算の数値の定義は以下となります。

省エネルギー量

= (導入前の設備の年間エネルギー使用量)
- (導入後の設備の年間エネルギー使用量)

申請パターンAの要件
500kl 以上

省エネルギー率

= (省エネルギー量) / (導入前の**事業所全体**の年間エネルギー使用量)

申請パターンAの要件
1% 以上

費用対効果

= (省エネルギー量[kl/年]) × (法定耐用年数[年]) / (補助対象経費[千万円])

申請パターンAの要件
200kl/千万円 以上



申請時の「**省エネルギー量**」が、成果報告時の必達値となる。

例) 申請値が700kl、実績値が600klだった場合、申請可能要件500kl以上であっても、目標未達となる。そのため**裕度**の設定は重要。

1. 区分 I の省エネルギー計算

➤ 1-2 設備のエネルギー使用量

既存設備の年間エネルギー使用量

- **実測値が望ましい。**
実測値がない場合には、以下計算式。

$$\left(\begin{array}{c} \text{既存設備の} \\ \text{消費} \\ \text{エネルギー} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{年間} \\ \text{稼働} \\ \text{時間} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{その他の} \\ \text{稼働条件} \\ \text{(負荷率等)} \end{array} \right)$$

[kW]、[kl]、[m³]等 [h]等 [%]等

導入設備の年間エネルギー使用量

- 以下計算式。

$$\left(\begin{array}{c} \text{導入設備の} \\ \text{カタログ等による} \\ \text{消費エネルギー} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{年間} \\ \text{稼働} \\ \text{時間} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{その他の} \\ \text{稼働条件} \\ \text{(負荷率等)} \end{array} \right)$$

[kW]、[kl]、[m³]等 [h]等 [%]等

- ・消費エネルギーの実測値が無い場合は、カタログ、仕様書等の値を用いてもよい。
- ・稼働時間は「運転管理日誌」等の値をもとにすることが望ましい。
- ・負荷率は、根拠に基づき、季節や繁忙期等の状況に即して設定すること。
- ・計算に用いた数値は、エビデンスを添付すること。

1. 区分 I の省エネルギー計算

➤ 1-3 原油換算

電力量[kWh]から原油換算値[kl]への計算は、

例) エネルギー使用量[kl/年]

$$= \text{エネルギー使用量[千kWh/年]} \times \mathbf{9.97} [\text{GJ/千kWh}] \times \mathbf{0.0258} [\text{kl/GJ}]$$

(省エネ法施行規則(平成26年4月1日施行改正)の第4条第3項)

発熱量 10(GJ) = 原油換算量 0.258(kl)

電気の量		発熱量(GJ)
一般送配電事業者から昼間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む	1千kWh	9.97
一般送配電事業者から夜間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む	1千kWh	9.28
上記以外の買電	1千kWh	9.76

※原油換算係数表は、公募要領P.22参照。

1. 区分 I の省エネルギー計算

➤ 1-4 空調更新の具体例①

次ページへ続く ➡

◆ 既存空調設備と導入予定空調設備の年間エネルギー使用量を求める。

**既存空調設備の
年間エネルギー使用量の計算**

月	4月	8月	9月	10月	2月	3月
負荷率	0.4	0.8	0.4	0.4	0.8	0.4
定格消費電力 [kW]	8	8	8	10	10	10
運転	冷房	冷房	冷房	暖房	暖房	暖房
運転時間 [h]	200	200	200	200	200	200
運転台数	10	10	10	10	10	10
エネルギー使用量	6,400	12,800	6,400	8,000	16,000	8,000

**導入予定空調設備の
年間エネルギー使用量の計算**

月	4月	8月	9月	10月	2月	3月
負荷率	0.4	0.8	0.4	0.4	0.8	0.4
定格消費電力 [kW]	5	5	5	6	6	6
運転	冷房	冷房	冷房	暖房	暖房	暖房
運転時間 [h]	200	200	200	200	200	200
運転台数	10	10	10	10	10	10
エネルギー使用量	4,000	8,000	4,000	4,800	9,600	4,800

空調設備は、月ごとに、
冷暖房の切り替えと負荷率の変動が生じる。

既存空調設備のエネルギー使用量合計

129,600 [kWh/年]

導入予定空調設備のエネルギー使用量合計

79,200 [kWh/年]

1. 区分 I の省エネルギー計算

➤ 1-4 空調更新の具体例②

◆前頁で算出された各数値から省エネルギー効果を算出する。

既存空調設備の
エネルギー使用量合計

$$129,600 \text{ [kWh/年]} \\ = 50,400 \text{ [kWh/年]}$$

導入予定空調設備の
エネルギー使用量合計

$$- 79,200 \text{ [kWh/年]}$$

裕度(安全率)10%(=0.1)を加味する場合、

$$50,400 \text{ [kWh/年]} \times (1 - 0.1) = 45,360 \text{ [kWh/年]} \\ \doteq 45.3 \text{ [千kWh/年]}$$

裕度

原油換算をおこない、

$$45.3 \text{ [千kWh/年]} \times 9.97 \text{ [GJ/千kWh] } \times 0.0258 \text{ [kl /GJ]} \\ \doteq \underline{\underline{11.6 \text{ [kl /年]}}}$$

省エネルギー効果
※この数値は必達です。

省エネルギー計算について

1. 区分Ⅰの省エネルギー計算

1. 数値の定義
2. 設備のエネルギー使用量
3. 原油換算
4. 空調更新の具体例

2. 区分Ⅱのピーク対策効果量計算

1. ピーク対策効果とは
2. 数値の定義
3. 増エネとならないこと
4. 蓄電池導入の具体例

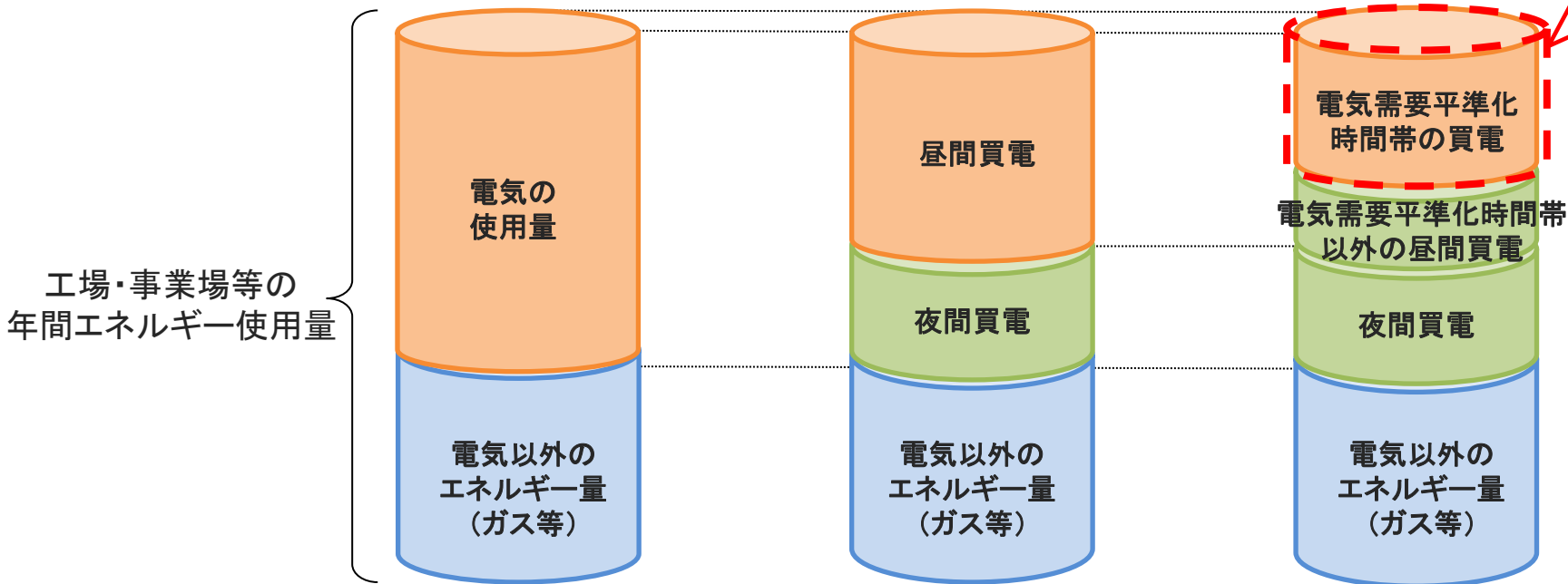
3. 区分Ⅲの省エネルギー計算

1. EMSによる省エネルギー量

2. 区分Ⅱのピーク対策効果量計算

➤ 2-1 ピーク対策効果とは

- ◆ピーク対策効果とは、電気需要平準化時間帯(7/1～9/30, 12/1～3/31の8時から22時までの時間帯)の電力使用量の削減効果のこと。
※沖縄は例外あり。



※申請者が自ら計測していない場合は、電力会社から提供される検針票の
力率測定用の有効電力量から算出してもよい。

2. 区分Ⅱのピーク対策効果量計算

➤ 2-2 数値の定義

◆ピーク対策効果計算の数値の定義は以下となります。

ピーク対策効果量

= (導入前の事業所全体の電気需要平準化時間帯の電力使用量)
- (導入後の事業所全体の電気需要平準化時間帯の電力使用量)

申請パターンBの要件
1,900千kWh 以上

ピーク対策効果率

= (ピーク対策効果量)
/ (導入前の事業所全体の電気需要平準化時間帯の電力使用量)

申請パターンBの要件
5% 以上

費用対効果

= (ピーク対策効果量[千kWh/年]) × (法定耐用年数[年]) / (補助対象経費[千万円])

申請パターンBの要件
800千kWh/千万円 以上



申請時の「**ピーク対策効果量**」が成果報告時の必達値となる。

例) 申請値が2,100千kWh、実績値が2,000千kWhだった場合、申請可能要件以上の値であっても、目標未達となる。そのため**裕度**の設定が重要になる。

2 区分Ⅱのピーク対策効果量計算

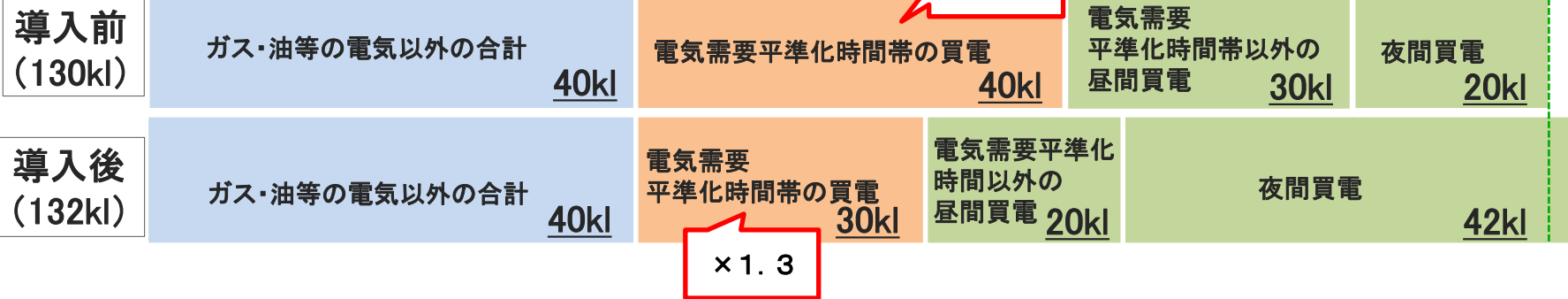
➤ 2-3 増エネとならないこと

省エネ法における電気需要
平準化評価係数(1.3倍)

- ◆省エネルギー効果において、増エネとならないこと。
電気需要平準化時間帯の買電量の部分に1.3をかけて計算した量が、
導入前後で増加していなければ、増エネではないとする。

蓄電池を導入した場合のケース(ピークシフト)

※イメージ図



増エネになっていないことを確認する。

$$\text{導入前} : 40 + (40 \times 1.3) + 30 + 20 = \underline{142}$$

$$\text{導入後} : 40 + (30 \times 1.3) + 20 + 42 = \underline{141}$$

2 区分Ⅱのピーク対策効果量計算

➤ 2-4 蓄電池導入の具体例①

◆蓄電池設備を導入し、ピーク対策を実施する。

蓄電池の稼働条件は以下の通り

	放電時間	出力[kW]
春期(4月～6月)	10時～17時	1,675
夏期(7月～9月)	10時～18時	3,600
秋期(10月、11月)	10時～17時	1,675
冬期(12月～3月)	10時～18時	3,300

※充電時間は平日夜間22～6時

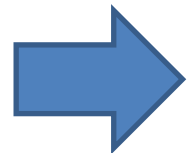
一日あたりのピーク対策効果量は・・・

夏期(7月～9月のピーク対策効果量)

$$3,600\text{kW} \times 8(\text{時間}) = 28,800[\text{kWh}]/\text{日}$$

冬期(12月～3月のピーク対策効果量)

$$3,300\text{kW} \times 8(\text{時間}) = 26,400[\text{kWh}]/\text{日}$$



次ページへ
続く

2 区分Ⅱのピーク対策効果量計算

➤ 2-4 蓄電池導入の具体例②

7月～9月の平日稼働日数を60日間、
12月～3月の平日稼働日数を80日間として、

※裕度を20%とみている。

$$\text{【夏期】ピーク対策効果量} = 28,800 \text{ [kWh]} \times 60 \text{ (日)} \times 0.8 \text{ (※)} = 1,382,400 \text{ [kWh]} \cdots \text{①}$$

$$\text{【冬期】ピーク対策効果量} = 26,400 \text{ [kWh]} \times 80 \text{ (日)} \times 0.8 \text{ (※)} = 1,689,600 \text{ [kWh]} \cdots \text{②}$$

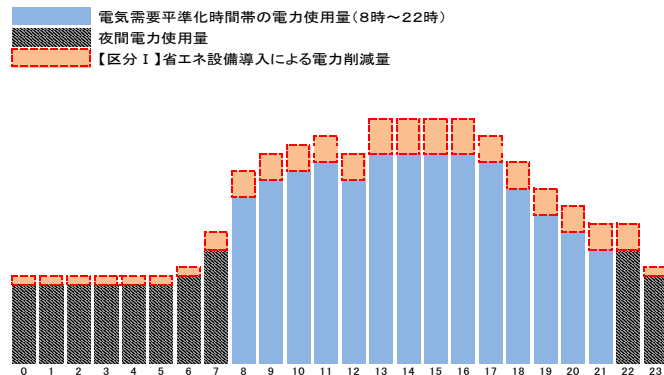
$$\text{【年間】ピーク対策効果量} = \text{①}1,382,400 \text{ [kWh]} + \text{②}1,689,600 \text{ [kWh]} = \text{3,072,000 [kWh]} \cdots \text{③}$$

(3,072千 [kWh])

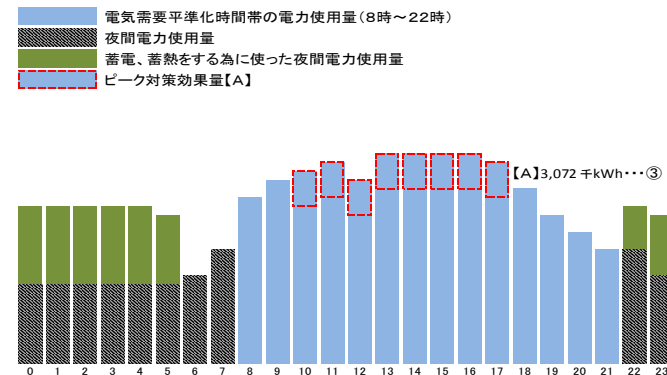
H27年度の電気需要平準化時間帯の電力使用量：16,100,000[kWh]／年…④

$$\text{ピーク対策効果率} : \text{③}3,072,000 \text{ [kWh]} \text{ / } \text{④}16,100,000 \text{ [kWh]} \times 100 = \text{19.1 (\%)} \text{ (※)}$$

ピーク対策設備導入前



ピーク対策設備導入後



図は、1日のイメージだが、これを7月～9月及び12月～3月について積算する。

省エネルギー計算について

1. 区分Ⅰの省エネルギー計算

1. 数値の定義
2. 設備のエネルギー使用量
3. 原油換算
4. 空調更新の具体例

2. 区分Ⅱの省エネルギー計算

1. ピーク対策効果とは
2. 数値の定義
3. 増エネとならないこと
4. 蓄電池導入の具体例

3. 区分Ⅲの省エネルギー計算

1. EMSによる省エネルギー量

3 区分Ⅲの省エネルギー計算

➤ 3-1 EMSによる省エネルギー量

◆区分Ⅲの省エネルギー量
エネマネ事業者によって計算されます。

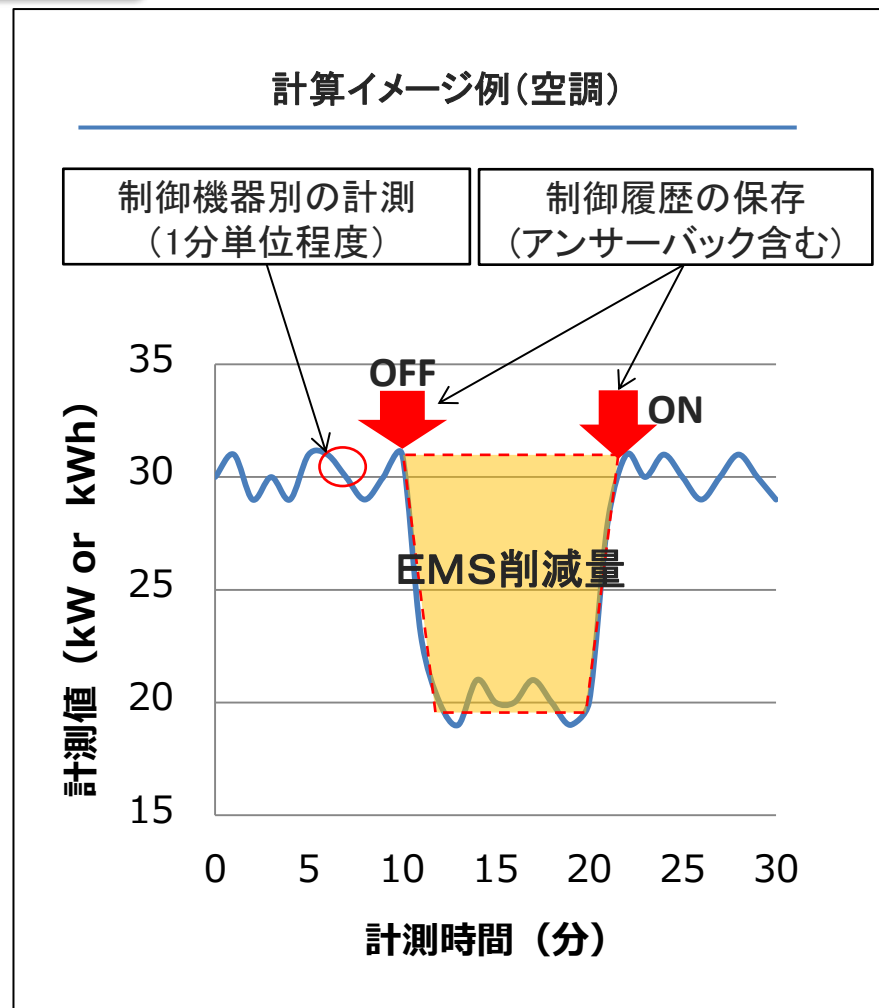
EMS省エネルギー量は原則、以下計算式。

$$\text{EMS省エネルギー量} = \text{EMS削減出力} \times \text{EMS制御時間}$$

※省エネルギー量の成果報告は、
事業場全体の省エネルギー量と
EMSによる省エネルギー量と分けて算出すること。

※EMSによる省エネルギーは、
EMSから制御信号が出力されるものに限る。
個別機器側での自動制御はEMS制御に
カウントしない。
(カウントしない例)

EMSと連携しない照明の人感センサー、
EMSと連携しない稼働台数制御 等



補足資料

交付申請書作成の手引き

交付申請書作成の手引き 別冊（補助事業ポータルについて）

交付申請書作成の手引き 別冊（省エネルギー計算について）

※SIIホームページより入手可能。